



議題1

報道機関 各位

記者発表資料

平成23年3月24日(木)

問い合わせ先：障害福祉課

担当：吉野・荒木・小暮

電話：829 1305

内線：3054

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を制定しました。

さいたま市では、国が署名した国連の障害者の権利に関する条約の方向性に沿って、ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりの意識の中で育まれ、障害のある人もない人も地域の中で共に暮らしていく地域づくりを行っていくために、指定都市として初めて、障害者に対する差別と虐待を禁止する条例を制定しました。

1 目的

本条例では、障害のある方に対する差別と虐待を禁止し、障害のある方の権利を擁護するための必要な措置を講じると共に、本市の障害福祉施策の方向性を定め、障害のある方の自立と社会参加を支援することを目的としています。

2 条例の特徴

- (1) 指定都市及び市区町村レベルでは初めての条例であること
- (2) 障害者の定義について社会モデルを取り入れたものとしたこと
- (3) 合理的配慮に基づく措置を全国で初めて定義したこと
- (4) 差別の禁止及び差別事案に対する助言あっせんの実施を規定したこと
- (5) 虐待の禁止及び体制の整備を規定したこと

3 条例の概要

(1) 定義について

本条例における差別及び虐待の禁止等の対象者である障害者を定義するもの。障害者を定義するに当たり、現行の医学モデルによるものだけでなく、社会モデルを取り入れ、障害者の範囲を拡大しました。

勧告及び公表の対象となる差別を定義するもの。

公募した障害者差別と思われる事例をもとに、7つの分野にわたる差別行為を定義すると共に、機会の均等を目指し、障害の無い人にくらべて障害のある人を不利益に取り扱う行為を差別として包括的に定義しました

市民等の通報義務の対象となる虐待を定義するもの

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に掲げられている、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待のほかに、障害者特有の虐待の事象として性的自己決定権の剥奪、セルフネグレクトについても虐待として定義しました。

(2) 障害者の権利の擁護について

差別を禁止し、差別と思われる事案が発生したときの助言又はあっせん、勧告及び公表の手続きを規定するもの。

差別に係る事項を調査審議する障害者の権利擁護に関する委員会の設置を規定するもの。

虐待を禁止し、虐待が発生したときの対応を規定するもの。

(3) 障害者の自立及び社会参加の支援について

障害者の地域生活の支援に関する市及び事業者の責務を規定するもの。

障害者の社会参加の支援に関する市及び事業者の責務を規定するもの。

障害者の保育及び教育の実施における市及び市が設置する学校の責務を規定するもの。

障害者の地域生活支援に関する事項を調査審議する地域自立支援協議会の設置を規定するもの。

(施行期日) 平成23年4月1日(2)イは、平成24年4月1日)

4 条例検討専門委員会名簿

選出分野	所属及び職名	氏名
学識経験者	埼玉大学教育学部准教授	宗澤 忠雄
学識経験者	日本社会事業大学准教授	平野 方紹
医師	与野医師会	鈴木 仁史
弁護士	埼玉弁護士会高齢者・障害者権利擁護センター	柴野 和善
商工	埼玉トヨペット株式会社	渡辺 新一
福祉事業者	社会福祉法人鴻沼福祉会常務理事	斎藤 なを子
福祉事業者	社団法人やどかりの里常務理事	増田 一世
当事者の家族	特定非営利活動法人さいたま NPO センター	野辺 明子
公募・当事者	日立化成工業株式会社(公募委員)	嶋垣 謹哉
教育委員会	学校教育部 指導2課 主任 指導主事特別支援教育係長(当時)	玉井 康仁
教育委員会	学校教育部 指導2課 課長補佐	桑原 啓一郎
教育委員会	生涯学習振興課 人権教育推進室 室長補佐	山本 修一

宗澤委員が条例検討専門委員長を務めました。

玉井委員は平成22年3月末をもって異動し、4月より後任として桑原委員、山本委員が就任しました。

任期は平成22年1月19日から平成22年12月31日です。

5 条例制定の経緯

(1) 諮問

平成 21 年 11 月 10 日に市長から「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」を障害者施策推進協議会に諮問しました。

(2) 差別と思われる事例の収集

障害のある人を取り巻く状況を分析するときの基礎データとして、条例づくりに活用するため、差別と思われる事例を収集したところ、521 件の事例が寄せられました。

(3) 条例検討専門委員会の設置

諮問事項を集中的に調査・審議し、条例に関する報告案を作成するため、学識経験者、医療、法律、福祉分野の専門家、教育委員会及び市民からの公募委員などで構成される条例検討専門委員会を平成 22 年 1 月に設置しました。

(4) 条例について話し合う 100 人委員会の設置

当事者を含む公募の市民が集まり、意見を出し合うため、条例について話し合う 100 人委員会を平成 22 年 3 月に設置しました。

(5) 中間報告の提出

平成 22 年 9 月 13 日に、市民から寄せられた障害者差別と思われる事例及び条例検討専門委員会や条例について話し合う 100 人委員会等で出された課題と論点を整理し、条例案をまとめ、中間報告として市長に提出しました。答申に向けた検討を行うため、中間報告を施策推進協議会や条例検討専門委員会、条例について話し合う 100 人委員会の参加者に配布し、いただいた貴重なご意見を参考にしながらさらに協議を重ねてきました。

(6) タウンミーティングの実施

さいたま市では、市長と市民が直接対話をする機会として「タウンミーティング」を、平成 21 年度より各区で実施しています。平成 22 年度後半は「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」をテーマとして開催されました。

(7) パブリックコメントの実施

平成 22 年 11 月 18 日から 12 月 17 日まで、更に幅広い市民の方の意見をいただくためにパブリックコメントを実施しました。

(8) 答申

平成 22 年 12 月 21 日に障害者施策推進協議会から最終報告が答申されました。

(9) 制定

平成 23 年 3 月 4 日にさいたま市議会本会議において可決、制定され、平成 23 年 3 月 9 日に公布されました。

誰もが共に暮らすための

障害者の権利の擁護等に関する条例

が制定されました



この条例は、障害のあるなしに関係なく、安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることをめざすものです。そのためには、市民一人ひとりに条例の理念を理解していただくとともに、ノーマライゼーション社会の実現にむけて、様々な取り組みを少しずつ進めていくことが必要です。

【ノーマライゼーション】

※障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること

条例のポイント

障害のある人は、街で共に暮らす市民のひとりです。

障害のある人が市民のひとりとして街で当たり前暮らし、学んだり、働いたり、社会を豊かにするような営みなどのさまざまな分野の活動に自由に参加できるようにすることを目指します。

障害のある人の権利を守ります。

- ① 障害のある人への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組みます。
- ② 障害のある人を支援するときには、障害のある人が自分で決めて選んだことを大切にします。
- ③ 障害のある人が、地域社会において、ふさわしい役割を果たすことができるようにします。

市は、障害のある人が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います。

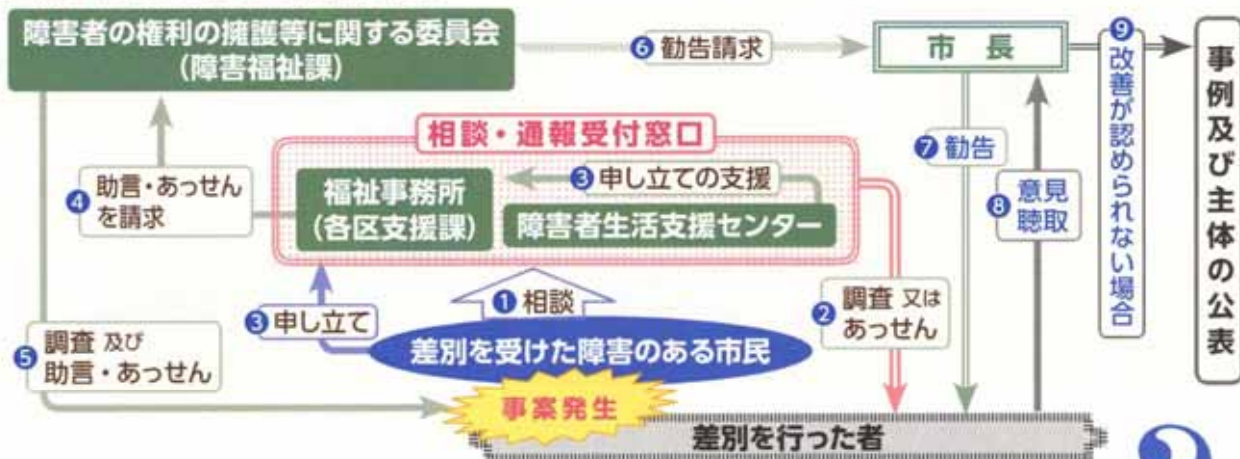
- ① 障害のある人とその家族の負担が軽減されるよう総合的な生活支援を行います。
- ② 障害のある人が働けるように、きめ細かい就労支援を行います。
- ③ 障害のある人が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんながともに学ぶことができるような教育を行うようにします。

条例の仕組み

1. 差別が 起こったときの 仕組み

相談する窓口として、各区支援課や障害者生活支援センターを位置づけます。また、障害者の権利擁護等に関する委員会を設置し、差別事案の関係者に対し、助言やあっせんを行い、差別の解消に向けた調整を行います。

差別が起こったときの相談の流れ

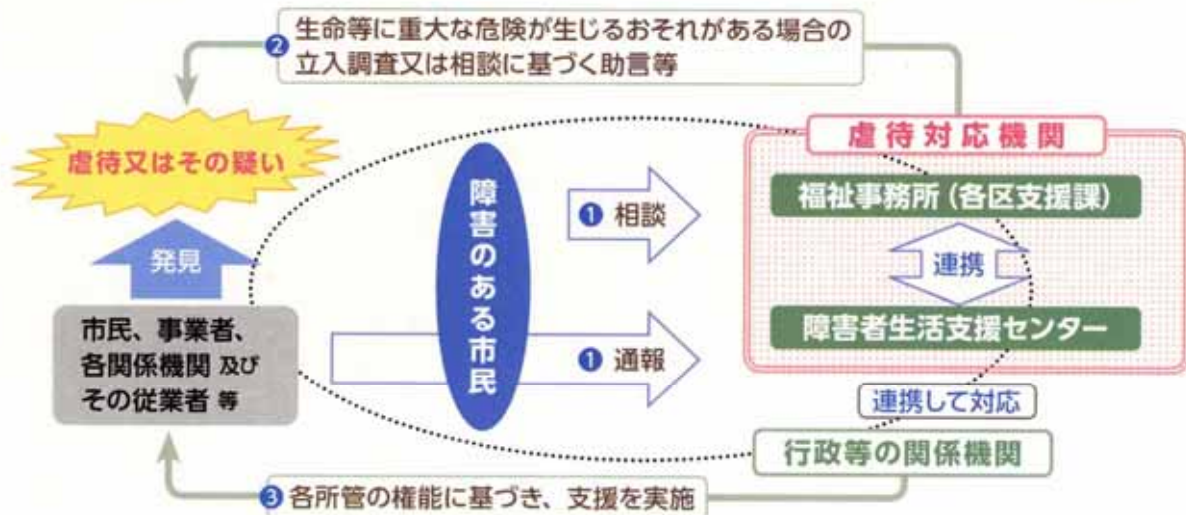


条例ではどんなことが「差別」と定められていますか？

日常生活	障害のある人の名前や身の上などを誰かに言いふらすなどして、その障害のある人の暮らしを妨げること。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人に必要なことを教えなかったり、学ぶための支援をしなかったりすること。 ● 障害のある人やその保護者の意見を聴かなかったり、説明を行わないで、入学する学校を決めたりすること。 ● 学ぶために必要とされる手立て（合理的配慮に基づく措置）を行わないことにより、障害のある人が授業や試験を受けられなくすること。
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ● 募集や採用するときに、その職場で仕事をこなすことができるにもかかわらず、障害を理由として応募や採用を拒んだり、条件をつけたりすること。 ● その職場で仕事をこなすことができるにもかかわらず、障害を理由として解雇したり、無理やり辞めさせようとしたりすること。 ● 障害のある人が働くために必要とされる手立て（合理的配慮に基づく措置）を行わないことにより、働けないようにすること。
サービス	みんなが利用している、病院、福祉サービスや商品の売買、不動産の取引を、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
施設・建物・公共交通機関	みんなが利用している建物や電車、バスなどの利用を、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
情報提供	障害のある人が毎日の暮らしに必要な情報をやりとりするときに、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
意思表示	障害のある人が毎日の暮らしに必要な意思を伝えようとするときに、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に、手話やFAXなどによるコミュニケーション手段を断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
機会均等	障害を理由に、障害のない他の人に比べて、悪い条件を押し付けたり、押し付けようとしたりすること。

2. 虐待に対応する仕組み

障害者に対して虐待が行われた場合に、相談・通報する窓口として、各区支援課と障害者生活支援センターを位置づけます。また、支援課による立ち入り調査や障害者生活支援センターによる助言指導など、虐待に対応できる体制を整備します。



どんなことが障害のある人に対する「虐待」として通報しなければなりませんか？



暴行 (身体的虐待)	障害のある人の体を傷つけたり、傷つけるおそれのある暴力をふるったりすること。
わいせつ行為、 性的自己決定権の剥奪	障害のある人に性的な嫌がらせすることや性的な嫌がらせをさせること、または障害のある人だからといって、本人が望まないにもかかわらず、交際を制限したり、子どもを作ることができない体にしたりすること。
心理的外傷を与える言動 (心理的虐待)	障害のある人に対して、ひどい暴言を浴びせたり、無視したりして心を深く傷つけること。
保護の怠慢 (ネグレクト)	障害のある人が弱ってしまうほど食事を減らしたり、世話が必要なのにそのままにしたりしておくこと。
不当な財産上の利益の取得	障害のある人の財産を勝手に売り払って代金を奪ったり、年金をだまし取ったりするなどして損をさせること。
虐待の放置、自ら利益や健康を明らかに損なう行為 (セルフネグレクト)	障害のある人の保護者などが、虐待が行われていることを知りながら、または障害のある人が損をしたり病気になったりすることが明らかなのに、そのままにしておくこと。



虐待の通報や差別の相談はいつから受け付けてもらえますか？

この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行され、次ページに記載されている「通報受付窓口」で虐待の通報や差別の相談を受け付けます。(ただし、差別事案に対する申し立てについては、平成 24 年 4 月 1 日から行います)

「差別」や「虐待」がおこなわれているときの相談・通報受付窓口

① 各区役所支援課

相談・通報受付窓口	TEL	FAX
西 区	620-2662	620-2766
北 区	669-6062	669-6166
大宮区	646-3062	646-3166
見沼区	681-6062	681-6166
中央区	840-6062	840-6166
桜 区	856-6172	856-6276
浦和区	829-6143	829-6239
南 区	844-7172	844-7276
緑 区	712-1172	712-1276
岩槻区	790-0163	790-0266



② 障害者生活支援センター

相談・通報受付窓口		TEL	FAX
担当区	対応する障害		
西 区	知的・身体・精神	623-1768	622-8807
北 区	知的・身体	796-5705	796-5706
	精神	661-7092	661-7093
大宮区	知的・身体	650-6460	650-7672
	精神	795-4720	795-4721
見沼区	知的・身体	682-0677	682-0670
	精神	682-1101	687-0517
中央区	知的・身体・精神	859-7231	852-3276
桜 区	知的・身体・精神	783-7800	783-7799
浦和区	知的・身体	824-3640	824-3640
	精神	793-6373	793-6376
南 区	知的・身体・精神	866-5098	866-5098
緑 区	知的・身体・精神	607-1467	607-1467
岩槻区	知的・身体・精神	793-4701	793-4702

合理的配慮に基づく措置とは何ですか？



障害のある人が、障害があることによって毎日の生活に欠かすことのできない活動ができなくなったり、難しいときに、器具を提供したり建物や設備を改修したりするなど、障害のある人を取り巻く環境を整えることです。

しかし、このような手立てにあまりにも大きなお金や負担がかかるときは除きます。

たとえば、障害のある人がお店や会社で働くとき、お店や会社にとって変えることのできない仕事の内容や時間があつて、それが障害のある人の事情とどうしても合わない場合や、すでに建っている建物を障害のある人が利用できるようにするためには、建物をそっくり建て替えなければならないようなときです。

合理的配慮に基づく措置の具体例

- ① 車椅子を使用する障害のある人が、車椅子が机の下に入らず仕事又は学習ができないといった場合、仕事や学習ができるように机を取り替える。
- ② コミュニケーションの苦手な精神や発達に障害のある人への配慮として、仕事上の困り事をいつでも相談できる同僚を予め指名しておく。

さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4
TEL : 829-1305 FAX : 829-1981 Shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp